

平成26年2月12日  
株式会社日本政策金融公庫  
水戸支店

## 「平成26年2月の暴風雪による被害を受けられた 農業者等の皆さまの相談窓口」を設置しました

平成26年2月8日及び9日の暴風雪による被害を受けられた農業者等の皆さま方に対し、心からお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫水戸支店農林水産事業では、被害を受けられた方を対象に、公庫資金のご融資や、既存の公庫資金のご返済に関する相談窓口を設置しましたのでお知らせします。(窓口開設日：2月12日)

相談窓口	お問い合わせ先
水戸支店 農林水産事業	フリーコール 0120-154-505 所在地 水戸市南町3-3-55 5階

### 【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率
農林漁業施設資金（災害復旧施設）	災害を原因とする農業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は300万円（特例600万円）のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	0.85%以内
農林漁業セーフティネット資金（災害）	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が、経営の安定を図るために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】 年間経営費等の3/12以内	10年以内 (3年以内)	0.65%以内

(注1) 利率は平成26年2月12日現在のものです。金利情勢により変動します。

(注2) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。